

調査報告書

要約版

2012年1月20日

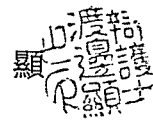
オリンパス株式会社 監査役等責任調査委員会

2012年1月20日

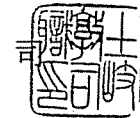
オリンパス株式会社 取締役会 御中

オリンパス株式会社 監査役等責任調査委員会

委員長 渡 邊



委員 土 岐 敦



委員 大 和 陽一



目次

第1 調査の概要	1
1 監査役等責任調査委員会設置の経緯	1
(1) 第三者委員会の設置と調査報告書の提出	1
(2) 株主からの取締役又は取締役であった者に関する提訴請求	1
(3) 株主からの監査役及び監査法人並びにそれらの地位にあった者に関する提訴請求	2
(4) 取締役責任調査委員会の設置と調査報告書の提出	2
(5) 監査役等責任調査委員会の設置	2
2 オリンパスによる有価証券報告書等の訂正と委嘱事項の追加	3
3 本委員会の構成	3
(1) 構成	3
(2) 補助者	3
4 調査・検討の目的	3
第2 調査・検討の方法、範囲及び対象者	4
1 調査・検討の方法	4
(1) 事実関係の調査	4
(2) 監査役等の責任に関する検討	5
2 調査・検討の範囲	5
(1) 損失分離スキームの構築及び維持に関する監査役等の善管注意義務違反の有無	5
(2) 損失分離解消スキームに関する監査役等の善管注意義務違反の有無	6
(3) 本件国内3社及びジャイラス問題に関する疑惑報道等がなされた（以下、「疑惑発覚」という）後の対応に関する監査役等の善管注意義務違反の有無	6
(4) 2007年4月1日以降に実施された剰余金の配当等に関する監査役等の責任の有無	6
(5) 2007年3月期以降に提出された有価証券報告書等の虚偽記載に関する監査役等の善管注意義務違反等の有無	6
(6) 監査役等の善管注意義務違反等と損害	6
(7) 監査役等の個々の責任及び責任追及の当否	6

3	調査・検討の対象者	6
第3	本件事案の概要	6
1	金融商品の損失の分離の実行及び分離状態の維持	6
2	金融資産の分離の解消に向けた行為	7
3	その後の経緯	9
第4	損失分離スキームの構築及び維持に関する監査役の善管注意義務違反の有無	9
1	損失分離スキームの発見に関する監査役の善管注意義務	9
(1)	監査役の善管注意義務	9
(2)	太田元監査役の責任	9
(3)	その他の監査役について	10
2	内部統制システムの監査についての善管注意義務違反の有無	10
第5	本件国内3社株式の取得に関する監査役の善管注意義務違反の有無	10
1	責任判断の前提となる事実	10
(1)	GCNVVの設定	11
(2)	GCNVVによる株式取得	11
(3)	GCNVVの中途解約	12
(4)	オリンパスによる株式の追加取得決議	12
(5)	あずさ監査法人による指摘等	12
2	善管注意義務違反の有無	13
(1)	2006年3月におけるGCNVVによる株式の取得について	13
(2)	2008年2月22日開催の取締役会における株式取得承認決議について	13
第6	ジャイラス買収に係るFA報酬支払に関する監査役の善管注意義務違反の有無	14
1	責任判断の前提となる事実	14
(1)	FA契約、修正FA契約の締結と承認決議	14
(2)	2008年3月期に係るあずさ監査法人の監査概要報告書の受領	15
(3)	優先株発行及びワラント購入権買取りについての取締役会承認決議	15
(4)	優先株の買取りについての取締役会承認（1回目）	15
(5)	あずさ監査法人からの問題指摘	15
(6)	優先株の買取承認決議の取消し	16
(7)	620百万ドルでの優先株買取りについての取締役会承認	16

2 善管注意義務違反の有無	17
(1) FAとの契約締結に関する 2007 年 11 月 19 日取締役会決議における監査役の善管 注意義務違反の有無について	17
(2) 2008 年 3 月期の監査概要報告書により知った事実に関する監査役の善管注意義務 違反の有無について	17
(3) ワラント購入権買取り及び優先株の発行に関する 2008 年 9 月 26 日取締役会決議 における監査役の善管注意義務違反の有無について	17
(4) 優先株の買取に関する 2010 年 3 月 19 日取締役会決議における監査役の善管注意 義務違反の有無について	18
第7 ウッドフォードによる疑惑指摘後の対応に関する監査役の善管注意義務違反の有無	18
1 山田の責任について	18
2 他の監査役(今井、島田、中村)の責任について	19
第8 剰余金の配当等に関する善管注意義務違反等の有無	19
1 監査役の善管注意義務違反の有無	19
2 会計監査人の善管注意義務違反の有無	20
第9 有価証券報告書等の虚偽記載に関する監査法人の注意義務違反等の有無	20
1 監査人の注意義務の内容	20
2 損失分離スキームの構築及び維持に関する注意義務違反の有無	21
3 損失解消スキームの実行について	21
(1) 2007 年 3 月期決算	21
(2) 2008 年 3 月期決算	22
(3) 2009 年 3 月期決算	23
(4) 2010 年 3 月期決算	24
第10 執行役員の責任について	26
第11 監査役の善管注意義務違反等と損害	26
1 太田の行為による損害(損失分離スキームの維持)	26
(1) 本件金利	26
(2) 本件ファンド運用手数料等	27
(3) 太田の行為による損害の合計	27
2 今井、小松、島田及び中村の行為による損害(損失分離解消スキーム)	27

(1) 本件国内3社の株式買増し代金名目での支払いに伴う損害.....	27
(2) ジャイラスの優先株の買取り代金名目でのAXAMへの支払いに伴う損害	27
(3) 今井、小松、島田、中村の行為による損害の合計	28

第1 調査の概要

1 監査役等責任調査委員会設置の経緯

(1) 第三者委員会の設置と調査報告書の提出

オリンパス株式会社（以下、「オリンパス」という）は、2011年10月14日の取締役会において、オリンパスの過去の買収案件に関する取引の不透明性を指摘していた Michael Christopher Woodford（以下、「ウッドフォード」という。なお、本報告書では人名につき敬称、肩書を省略する。）を代表取締役・社長執行役員から解職した。しかし、その後、①Gyrus Group PLC（以下、「ジャイラス」という）の買収におけるファイナンシャル・アドバイザー（以下、「FA」という）に対する報酬の支払い、並びに、②株式会社アルティス（以下、「アルティス」という）、NEWS CHEF 株式会社（以下、「NEWS CHEF」という）及び株式会社ヒューマラボ（以下、「ヒューマラボ」といい、アルティス、NEWS CHEF と合わせて「本件国内3社」という）の買収及びこれに関連する減損処理について、その妥当性を疑問視し実態解明を求める株主らの声が高まった。

そこで、オリンパスは、上記事実関係について、株主その他のステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、ガバナンス体制等の改善に資する提言等を求めて、2011年11月1日、オリンパスと利害関係を有しない弁護士5名及び公認会計士1名で構成する調査委員会（委員長：甲斐中辰夫弁護士。以下、「第三者委員会」という）を設置した。

その後、オリンパスは、同社において、1990年代頃から有価証券投資等に係る損失計上の先送りを行っていたことが判明したため、当該損失先送りに係る事実関係についても第三者委員会に調査を依頼した。

第三者委員会は、2011年12月6日、オリンパスからの上記各委嘱事項に関し、調査報告書（以下、「第三者委員会調査報告書」という）を提出した。

(2) 株主からの取締役又は取締役であった者に関する提訴請求

オリンパスは、2011年11月9日、オリンパスの株主から、ジャイラス及び本件国内3社の買収に関し、責任ありと判断されるオリンパスの取締役又は取締役であった者（以下、単に「取締役」という）に対して責任を

追及する訴えを提起するよう請求を受けた。

(3) 株主からの監査役及び監査法人並びにそれらの地位にあった者に関する
提訴請求

オリンパスは、2011年11月18日、オリンパスの株主から、損失計上先送り並びにジャイラス及び本件国内3社の買収、それによる損失補填、ウッドフォードからの不正行為等の疑いの指摘を受けての対応に関し、責任があるオリンパスの監査役及び会計監査人並びにそれらの地位にあった者（以下、監査役及び監査役の地位にあった者を、単に「監査役」と、会計監査人及び会計監査人の地位にあった者を、単に「会計監査人」又は「監査人」という）に対して責任を追及する訴えを提起するよう請求を受けた。

(4) 取締役責任調査委員会の設置と調査報告書の提出

オリンパスの監査役会は、2011年12月7日、かかる一連の問題に関する取締役の職務執行について善管注意義務違反等に該当する行為があったか否か等を明らかにするため、オリンパス及びオリンパスの取締役と利害関係を有しない弁護士3名からなる取締役責任調査委員会（委員長：手塚一男弁護士）（以下、「取締役責任調査委員会」という）を設置した。

取締役責任調査委員会は、2012年1月7日、調査報告書（以下、「取締役責任調査委員会調査報告書」という）を提出した。

(5) 監査役等責任調査委員会の設置

オリンパスの取締役会は、2011年12月7日、かかる一連の問題について、監査役、監査法人及び執行役員又は執行役員であった者（以下、単に「執行役員」という。また、監査役、監査法人及び執行役員並びにこれらの地位にあった者を総称して「監査役等」という）について、その職務の遂行について善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かを、独立性を確保した調査委員会にて調査し、かかる一連の問題に関する監査役等の責任を明らかにするため、オリンパス及びオリンパスの監査役等と利害関係を有しない弁護士3名からなる監査役等責任調査委員会（委員長：渡邊顯。以下、「本委員会」という）を設置した。

2 オリンパスによる有価証券報告書等の訂正と委嘱事項の追加

オリンパスは、本委員会による調査開始後の2011年12月14日、2007年3月期から2011年3月期までの過年度決算について、有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出した。

これを受け、オリンパスの取締役会は、本委員会に対して、オリンパスが2007年4月1日以降に実施した剰余金の配当等に関し、監査役等にその職務の遂行において善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かについても、調査・検討対象とすることを依頼し、委嘱事項が追加された。

3 本委員会の構成

(1) 構成

本委員会の構成は以下のとおりである。いずれの委員も、オリンパス及びオリンパスの監査役等と利害関係はない。

委員長：渡 邊 顯（弁護士）

委員：土 岐 敦 司（弁護士）

委員：大 和 陽一郎（弁護士）

(2) 補助者

本委員会は、補助者として、成和明哲法律事務所の弁護士6名（田代桂子、飯田直樹、西村 賢、村瀬幸子、平井智子、山下成美）並びに公認会計士4名を任命し、本調査の補佐をさせた。いずれの補助者も、オリンパス及びオリンパスの監査役等と利害関係はない。

4 調査・検討の目的

オリンパスの取締役会から本委員会に対して委嘱された調査及び検討の目的は、下記①及び②の問題について、オリンパスの監査役等にその職務の遂行において善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かについての法的側面からの調査及び検討、並びに当該調査・検討の結果に基づき、監査役等に対し、オリンパスとして、その責任を追及する訴えを提起することの当

否に関する本委員会の判断を提供することである。

記

- ① 第三者委員会調査報告書において報告された、ジャイラス並びにアルティス、NEWS CHEF 及びヒューマラボの買収を利用する方法を中心とするオリンパスによる 1990 年代頃からの有価証券投資等に係る損失計上の先送り及びこれに関連する一連の問題（以下、「本件一連の問題」という）
- ② オリンパスが 2007 年 4 月 1 日以降に実施した剰余金の配当の問題（以下、「本件剰余金の配当の問題」という）

以上

第2 調査・検討の方法、範囲及び対象者

1 調査・検討の方法

(1) 事実関係の調査

前記取締役責任調査委員会及び監査役等責任調査委員会を設置するに至った経緯、並びにオリンパスの株主からの前記提訴請求に対応するべき期限という時間的制約の観点から、本委員会は、前記①の本件一連の問題に関しては、原則として第三者委員会調査報告書において認定された事実関係並びに取締役責任調査委員会調査報告書において認定された事実関係及び取締役の善管注意義務違反の検討結果を前提とし、また前記②の本件剰余金配当等の問題については、原則としてオリンパスが 2011 年 12 月 14 日に関東財務局に提出した 2007 年 3 月期（139 期）から 2011 年 3 月期（143 期）に係る有価証券報告書の訂正報告書（2011 年 12 月 26 日に再訂正の報告書を提出している）に記載された金額・数値並びに取締役責任調査委員会が認定した事実関係及び取締役の善管注意義務違反等の検討結果を前提に、それぞれ調査・検討を進めた。

もともと、オリンパスの監査役等について、監査役等としての責任の有無及び責任を追及する訴えを提起することの当否を検討し判断するという本委員会の職責に照らし、本委員会では、監査役等（既に死亡している者を除く）に対して聴き取り調査を実施した。具体的には、後記の調査対象とした監査役等のうち必要性が認められる者については面談による聴取り

調査を実施するとともに、その他の監査役等に書面照会により意見等の聴取を行った。ただし、本委員会では、調査対象となった、有限責任あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」という）及び新日本有限責任監査法人（以下、「新日本監査法人」という）から、監査計画、監査調書等の内部資料について、一部を除き資料の開示を受けることができなかつたため、両監査法人のオリンパスに対する具体的な調査の内容並びに認識及び評価を十分には確認できていない。そのため、本報告書では、調査の結果確認できた事象及び資料を前提に善管注意義務違反等の有無を判定している。

また、本委員会では、監査役等の責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの当否を判断する上で第三者委員会調査報告書及び取締役責任調査委員会の認定事実では不足する事実関係の調査、その他本委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料する調査を行った。具体的には、オリンパスから第三者委員会及び取締役責任調査委員会に提出された資料その他の資料を検討分析するとともに、オリンパスの取締役、監査役、従業員（執行役員を含む）並びに会計監査人（既に退職又は退任している者も含む）に対し合計 19 回のヒアリングを行った。

(2) 監査役等の責任に関する検討

本委員会では、(1)の調査と並行して、本件一連の問題及び本件剰余金配当等の問題について、オリンパスの監査役等について、監査役等としての責任の有無及び責任を追及する訴えを提起することの当否を検討し判断する作業を行った。具体的には、監査役等の善管注意義務違反等が問われた裁判例等を検討分析し、監査役等の責任追及訴訟における判例法理を探求し、(1)で認定した事実関係に基づき監査役等の責任の有無を判断するとともに、本件一連の問題については監査役等が責任を負うべき相当因果関係にあるオリンパスの損害を検討判断した。

2 調査・検討の範囲

本委員会は、委嘱事項を調査・検討するにあたり、主として、以下の事項について調査・検討を行った。

(1) 損失分離スキームの構築及び維持に関する監査役等の善管注意義務違反

の有無

- (2) 損失分離解消スキームに関する監査役等の善管注意義務違反の有無
 - ① 本件国内3社の株式取得に関する善管注意義務違反の有無
 - ② ジャイラス買収に係るFA報酬支払に関する善管注意義務違反の有無
- (3) 本件国内3社及びジャイラス問題に関する疑惑報道等がなされた(以下、「疑惑発覚」という)後の対応に関する監査役等の善管注意義務違反の有無
- (4) 2007年4月1日以降に実施された剰余金の配当等に関する監査役等の責任の有無
- (5) 2007年3月期以降に提出された有価証券報告書等の虚偽記載に関する監査役等の善管注意義務違反等の有無
- (6) 監査役等の善管注意義務違反等と損害
- (7) 監査役等の個々の責任及び責任追及の可否

3 調査・検討の対象者

当委員会における善管注意義務違反及び責任の有無の調査の対象である監査役等の範囲は、オリンパスの監査役等及び同社の1997年6月開催の定時株主総会終結の日以降のいずれかの時期に同社の監査役等の地位にあった者とした。

第3 本件事案の概要

1 金融商品の損失の分離の実行及び分離状態の維持

1990年初頭、いわゆるバブル経済の破綻により、オリンパスは、当時保有していた金融資産に含み損を抱えることになったため、その含み損を挽回することを企図し、よりハイリスク・ハイリターンデリバティブ等の金融商品を購入したものの目算が外れ、さらに含み損が拡大する結果となった。

このような中、それまでの取得原価主義を改め時価評価主義を採用する金融商品の時価会計基準が2001年3月期より導入されることになり、オリンパスは、その保有する金融資産を時価評価することとなると、1998年頃には950億円程度に膨らんでいた巨額の含み損を評価損として計上しなければな

らなくなるという事態に直面した。

オリンパスは、かかる事態を回避するため、財務部門に所属する従業員である山田秀雄（以下、「山田」という）及び森久志（以下「森」という）を中心に、外部コンサルタントからアドバイスを受けるなどして、1998年3月頃から、オリンパスの連結対象とならないファンドに対し、約1350億円もの実質的な資金を提供して、含み損を抱える金融商品をオリンパスから帳簿価額相当額で売却し、含み損を表面化させずに簿外に移管して分離するスキーム（以下、「損失分離スキーム」という）を画策し、これを実行した。含み損を抱える金融商品を取得させる受け皿ファンドへ資金を供給する方法としては、①オリンパスの預金等を担保に銀行から受け皿ファンド等に融資させる方法と、②オリンパスが事業投資ファンド等に出資し、それらのファンドから受け皿ファンドに資金を流す方法とが採られた。このような損失分離スキームは、遅くとも金融商品の時価会計基準が導入される2001年3月期の末日までの間に、当時の財務部門に所属するごく限られた従業員によって実行され、それらの限られた従業員や財務部門を担当する取締役（以下、「関与取締役」という）らによってその後も維持された。当該損失分離の事実及び含み損の状況については、歴代の経営トップ等並びに当時の監査役であった太田稔（以下、「太田」という）を含む一部の役員に対してのみ定期的に報告され、他の取締役や監査役には報告されなかった。また、当該損失分離スキームは、海外の多数のファンドを利用して行われるなど、仕組みが極めて複雑なものであるばかりでなく、関与取締役により社外の協力者との間で意を通じた巧妙な隠蔽工作などが行われたことなどもあり、関与取締役らにより故意に隠されたいわば密閉されたスキームとして、その後10年以上もの長期間にわたり、財務部門以外の取締役、監査役（太田を除く）や従業員はもちろん、会計監査人にも認識されるどころとはならなかった。

2 金融資産の分離の解消に向けた行為

関与取締役は、損失分離スキームによりオリンパスから分離された損失について、いずれ解消しなければならないと考えており、その方法として、企業買収案件において他社の株式等を取得する際に、損失分離スキームにおい

て分離した損失分を当該資産の価値に上乗せし、あるいは買収に伴って FA に多額の報酬を支払うことにより、その上乗せ分や報酬額を「のれん」等の資産に計上し、その後、会計上の償却期間にわたって段階的に償却して費用計上する方法（以下、「損失分離解消スキーム」という）により、分離に係る損失を解消しようと考えた。その実行として行われたのが、アルティス、NEWS CHEF 及びヒューマラボの本件国内 3 社の株式の買取りとジャイラスの買収に伴い FA 報酬として支払った同社のワラント購入権及び優先株の買取り（以下、これらの行為を総称して「損失分離解消行為」という）であった。

本件国内 3 社の株式の買取りの一部（約 720 億円）とジャイラスの買収に係る FA 報酬として支払われたワラント購入権及び優先株の買取り（約 620 億円）は、いずれも取締役会決議を経て行われており、関与取締役以外の取締役会に出席した他の取締役や監査役において、前記の損失分離スキームの事実を知る契機となり得るものであったが、いずれの機会においても、他の取締役は、本件国内 3 社の株式の買取りやジャイラスの買収に係る FA 報酬の支払の裏の目的に気付くことなく、関与取締役の説明を受けてこれを承認し、監査役は特段の異議を述べなかった。とりわけ、2008 年 12 月から 2009 年 6 月頃にかけて、会計監査人から監査役に対して、本件国内 3 社の株式取得代金やジャイラスの買収に伴う FA 報酬が高すぎることに、それらの取引に関しては経済合理性から判断して善管注意義務違反のおそれがある旨の異例の指摘がなされたにもかかわらず、監査役らはそれを深刻な事態とは受け止めず、その後 2010 年 3 月に、ジャイラスの買収に係る FA 報酬として付与された優先株を 620 百万ドルもの巨額にて購入することを承認する旨の取締役会決議が行われ、監査役は特段の異議も述べなかった。その結果、関与取締役らは、これらの合計約 1350 億円を簿外のファンドを經由してオリンパスに還流させることにより、簿外の損失を解消させることに成功した。

そのため、損失が分離されてから解消されるまで、損失分離スキームの構築及び維持のための金利や手数料が発生するとともに、主として損失分離の解消にあたってファンドの運営に関与していた協力者等に対する報酬等が支払われた結果、オリンパスに回収できない多額の損害(約 280 億円)が発生するとともに、計算書類が正しく作成されなかったことにより、分配可能額を

超えた剰余金の配当及び自己株式の取得がなされることとなった。

3 その後の経緯

2011年7月に一部雑誌において、オリンパスによる本件国内3社の株式の取得価格及び優先株取得も含めたジャイラスの買収価格が巨額である点についての疑惑に関する報道がなされた。これを知人から知らされた当時の代表取締役であるウッドフォードが独自に外部の会計事務所に調査を委託するなどして、取締役らに対して疑惑があることを提示したところ、2011年10月14日開催の取締役会により、同人の代表取締役の解職決議がなされた。

その後、ウッドフォードが、マスメディアに当該疑惑を公表し、オリンパスへの社会的批判が高まって株価が急落した。このことなどを契機に、オリンパスに独立の第三者により構成される第三者委員会が設置され、同委員会の調査の過程において、前記事実が発覚するに至ったというのが本件の概要である。

第4 損失分離スキームの構築及び維持に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 損失分離スキームの発見に関する監査役の善管注意義務

(1) 監査役の善管注意義務

損失分離スキームの構築及び維持は、それ自体、オリンパスにおける適正な決算処理を著しく困難にするとともに、有価証券報告書等の虚偽記載を発生させる原因となるばかりか、オリンパスにおいて無用の負担（損失分離スキームの構築及び維持のために発生するファンドによる借入金の金利、手数料等）を発生させるものである。

したがって、損失分離スキームの構築及び維持が行われることを認識し又は認識し得た監査役は、当該行為又は状態を中止させ又は是正するための対応をとる義務を負担し、この義務に違反してこれらを承認（黙認）し又は放置する行為は、監査役の善管注意義務に違反する。

(2) 太田元監査役の実任

太田（1965年4月入社）は、経理部長時代（1990年10月から2001

年5月まで)に公表されていない多額の損失が存在しているとの報告を受け、監査役在任中(2001年6月から2004年6月まで)にもこれが依然として存在することを認識していた。また、太田は、監査役在任中も金融資産の含み損に関する報告を受けることにより損失分離スキームに関する情報を容易に入手することができた。

それにもかかわらず、太田は、これを怠り、何ら調査報告を行わなかったのであるから、監査役としての善管注意義務に違反する。

(3) その他の監査役について

関与者らの行った損失分離スキームは、既述のとおり巧妙に隠蔽されており、太田以外の監査役は、その事実を知らず、かつ知り得えなかったといえるので、この点について善管注意義務違反は認められない。

2 内部統制システムの監査についての善管注意義務違反の有無

監査役は、損失分離スキームの構築及び維持を認識し得なかったとしても、取締役が、内部統制システムを適正に構築し、運用しているかについて監査すべき義務を負っているが、オリンパスでは、資産運用基準に基づき金融資産の運用について権限分掌等一定のリスク管理体制が構築され、運用状況について担当役員へ報告が行われていたこと、監査室やコンプライアンス室が設置されていたこと、取締役会において内部統制システムの基本方針が制定され運用されてきたこと等の事情からすれば、相応の内部統制システムは構築されていたといえることができる。また、監査役は、取締役への出席に加え、重点監査項目として内部統制システムの整備状況や有効性、妥当性についての監査を幾度も行っていたが、特に不備、不足を疑わせる特段の事情も見当たらなかった。

したがって、太田以外の監査役に、内部統制システムの監査に関する善管注意義務違反は認められない。

第5 本件国内3社株式の取得に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 責任判断の前提となる事実

本件国内3社を利用した解消スキームは、実現不可能な過大な事業計画に

基づき株価を過大評価して買い取り、その代金を損失解消に充てるというものである。

(1) GCNVV の設定

オリンパスは、2000年1月28日開催の経営会議及び取締役会において、新事業の創生等を目的とした事業投資ファンド（投資額；300億円、期間；10年間）を設定することを決定し、同年3月1日付けで、オリンパス及び Genesis Venture Capital Series Ltd をリミテッド・パートナー、GCI Cayman Limited（以下、「GCI Cayman」という）をジェネラル・パートナーとする、事業投資ファンド G.C. New Vision Ventures L.P.（以下、「GCNVV」という）の設定契約が締結された（以下、「2000年3月1日付 Agreement」という）。

なお、当該事業ファンドにおける投資案件の検討を行うため、社内に事業投資審査委員会が設置されている。

(2) GCNVV による株式取得

2006年3月9日の事業投資委員会において、GCI Cayman から、本件国内3社について、重点的な投資をしないかとの提案があったとされ、2006年3月16日付「審査結果の報告」と題する書面によれば、以下の内容にて、GCNVV による本件国内3社の株式取得が承認された旨が記載されている。

	取得株数(株)	単価(千円)	取得想定額(百万円)
アルティス	760	5,790	4,400.4
NEWS CHEF	400	4,450	1,780
ヒューマラボ	320	14,375	4,600

その後、上記と同内容にて、GCNVV による本件国内3社の株式取得がなされた。当該取得価格は、2005年における GCNVV による取得単価と比較しても、アルティス（578.9万円）は2005年12月の取得単価（5万円）の約115倍、NEWS CHEF（445万円）は2005年3月の取得単価（20万円）の約22倍、ヒューマラボ（1437.5万円）は2005年7月の取得単価（5万円）の約287倍となっており、短期間に急騰した金額となっている。

(3) GCNVV の中途解約

2007年3月期より事業投資ファンドに関する会計処理が変更になり、GCNVV 本体及び本件国内3社についても持分法を適用し、連結決算に直接組み込む方法へと変わったことに伴って、前記2000年3月1日付 Agreement を期限前解約することとなった。当該解約により、GCNVV が保有していた本件国内3社の株式は、GCNVV での投資帳簿価額でオリンパスに引き取られた。

(4) オリンパスによる株式の追加取得決議

2008年2月22日開催の取締役会において、本件国内3社の株式を以下のとおりの内容で買い増して子会社化することが提案され、それぞれ承認可決された。

取締役会の提案資料には、本件国内3社の株式価値について「外部株価算定を依頼中」との記載がされており、その後オリンパスは、井坂公認会計士事務所から2008年2月29日付の「株主価値算定報告書」を受領しているが、監査役4名（今井忠雄（以下、「今井」という）、小松克男（以下、「小松」という）、島田誠（以下、「島田」という）、中村靖夫（以下、「中村」という））が、当該算定報告書を事後的に確認した事実は認められなかった。

	買増株数(株)	予定単価(千円)	取得想定額(百万円)
アルティス	1,030~2,180	5,790~9,616	5,964~20,963
NEWS CHEF	1,001~2,050	4,450~9,683	4,454~19,850
ヒューマラボ	570~880	14,375~23,370	8,194~20,556

以上の経緯により、オリンパス及びGCNVV が支払った本件国内3社の株式買取り代金716億円は、主として、分離した損失の解消に用いられた。

(5) あずさ監査法人による指摘等

なお、監査役4名（雨宮忠彦（以下、「雨宮」という）、今井、島田、中村）は、2007年3月期（第139期）の中間監査報告時（2006年11月6日）に、また、2008年3月期（第140期）の中間監査報告時（2007年11月26日）には、監査役4名（今井・小松・島田・中村）が、あずさ監査法人から本件国内3社株式の投資プロセスに問題があることや、本件国

内3社株式の投資額が多額でリスク要因であることなどについての指摘を受けている。

2 善管注意義務違反の有無

(1) 2006年3月におけるGCNVVによる株式の取得について

ア 取締役の職務執行に対する監査についての善管義務違反の有無

当時の監査役4名（雨宮、今井、島田、中村）は、取締役会や監査役会への出席、年間の監査計画に基づく取締役との意見交換、会計監査人からの報告の聴取等、適切な監査を行っていたことに加え、その他に、本件関係者・認識者の善管注意義務違反を知り得る特段の事情も認められない。よって、上記監査役4名が本件関係者・認識者の違法行為を発見できなかったことについて、善管注意義務違反があったとは認められない。

イ 内部統制システムの監査についての善管注意義務違反の有無

2006年3月当時、オリンパスには、相応の内部統制システムが構築されており、また、関係者・認識者以外の取締役については、自らの内部統制システムの構築・運用、及び他の取締役の内部統制システムの構築・運用を監視する義務について、義務違反があったとは認められないとしている。

その他、監査役に監査の過程で内部統制システムの不備を発見しうる特段の事情があったとは認められない。

よって、上記監査役4名には、内部統制システムに対する監査について、善管注意義務違反は認められない。

(2) 2008年2月22日開催の取締役会における株式取得承認決議について

本件国内3社の株式取得については、その取得価額が合計最大613億7900万円と極めて多額であり、オリンパスの財務基盤等に与える影響は極めて大きいと認められるのに対して、取得（子会社化）の必要性についても十分な検討がなされた形跡がなく、また価格についても極めて楽観的で実現可能性について十分な検討が行われていない事業計画に基づく評価額を鵜呑みにし、実績が下ぶれした場合のリスクについて十分

な検討がなされたとは評価できない。

加えて、当時の監査役4名（今井・小松・島田・中村）のうち3名（小松・島田・中村）は、2006年11月6日の第139期中間監査報告の際、あずさ監査法人から、投資関係に問題がある旨の報告を受けているおり、さらに、上記監査役4名が、2007年11月26日の第140期中間監査概要報告の際にも、本件国内3社について投資額が多額であり、大きなリスク要因であるといえるとの指摘を受けている。

しかるに、監査役4名は、異議を述べたり、再調査を要求した等の事実は認められず、算定依頼中であつた外部算定の書面を事後的に確認した事実も認められず、適切な監査権限を行使しなかつたものであり、善管注意義務違反が認められる。

第6 ジャイラス買収に係る FA 報酬支払に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 責任判断の前提となる事実

ジャイラス買収を利用した解消スキームは、FA である Axes America, LLC（以下、「AXES」という）に対し、多額の FA 報酬を支払ってこれを損失解消に充てるというもので、具体的には、①FA 報酬を、現金のみではなく、株式オプション及びワラント購入権でも支払う、②ワラント購入権を高額で買い戻すとともに、株式オプションを配当優先株（以下、「優先株」という）に交換する、③優先株を高額で買い戻すというものである。

(1) FA 契約、修正 FA 契約の締結と承認決議

オリンパスは、AXES との間で、2006年6月12日、フィナンシャルアドバイザー契約（以下、「FA 契約」という）を締結し、2007年6月21日、これを修正する契約（以下、「修正 FA 契約」という）を締結した。修正 FA 契約による成功報酬（Completion Fee）の内容は、買収金額20億ドルの場合、①買収金額の5%（うち15%は現金（上限12百万ドル）、残りは買収ビークルの株式オプション）と、②ワラント購入権とされていた。

2007年11月19日開催の取締役会において、ジャイラスの買収と、これに伴う FA 契約の締結について承認決議がなされた。

その後、2008年2月14日、オリンパスは、AXESとの間で、コールオプション契約を締結し、株式オプションの発行会社が、買収ビークルからジャイラスに変更され、2008年6月、ジャイラスの株式オプションは、ワラント購入権とともに、AXESから、Axam Investments Ltd.（以下、「AXAM」という）に譲渡された。

(2) 2008年3月期に係るあずさ監査法人の監査概要報告書の受領

2008年5月、監査役は、あずさ監査法人から、「第140期監査概要報告書」を受領した。同報告書には、ジャイラスの買収に係るFA報酬として約190億円が記載されていた。

(3) 優先株発行及びワラント購入権買取りについての取締役会承認決議

2008年9月26日開催の取締役会において、成功報酬のうち株式オプションにつき、ジャイラス発行の優先株式（発行額面約177百万ドル（約177億円））で支払うこと、ワラント購入権を50百万ドル（約50億円）で買い取ることが承認された。

オリンパスは、AXAMに対し、2008年9月30日、ワラント購入権の買取り代金として50百万ドル（約50億円）を支払った。

(4) 優先株の買取りについての取締役会承認（1回目）

2008年11月28日開催の取締役会において、優先株を530百万ドル（約530億円）ないし590百万ドル（約590億円）の範囲で買い取ることについて承認された（以下、「当初買取決議」という）。

(5) あずさ監査法人からの問題指摘

2008年12月、あずさ監査法人から監査役会に対し、ジャイラス買収に係るFA報酬が高額過ぎるのではないかと懸念が示され、2009年4月23日に、上記懸念事項を記載した通知書（以下、「本件コミュニケーションレター」という）が提出された。

これに対し、監査役会は、弁護士及び公認会計士を含む3名の外部専門家（以下、「2009年委員会」という）に調査を依頼し、同月17日、2009年委員会から、FA契約締結から株式オプションの優先株への置換え及びワラント購入権の買取りまでの行為について、取締役の善管注意義務違反があるとまで評価できるほどの事情は認識できなかった旨の報告書（以下、

「2009年委員会報告書」という)が提出された。ただし、同報告書は、優先株の価値評価については、意見を述べていない。

同日、監査役会は、あずさ監査法人に対し、監査役会の見解として「取引自体に不正・違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反及び手続的瑕疵は認められない」との結論に至った旨を記載した書面を提出した(以下、「監査役会報告書」という)。

これを受け、あずさ監査法人は、2009年5月20日、2009年3月期の監査結果として、単体・連結ともに無限定適正意見を出した。

(6) 優先株の買取承認決議の取消し

2009年6月1日に、あずさ監査法人から、監査報告書正式提出の条件として、当初買取決議の取消等が要請され、同月5日、取締役会において、当初買取決議の取消しが承認された。

その後、2009年6月開催の定時株主総会において、会計監査人があずさ監査法人から新日本監査法人へ変更されたが、オリンパスと新日本監査法人との間では、優先株の買戻価格の多寡は問題にされず、帳簿価額と買戻価格の差額を全額のれん計上できるかどうかの問題とされた。

(7) 620百万ドルでの優先株買取りについての取締役会承認

2010年3月19日開催の取締役会において、オリンパスの英国の金融子会社である Olympus Finance UK Ltd. (以下、「OFUK」という)をして、AXAMより620百万ドル(約620億円)で優先株を買い取らせることが承認された。同取締役会には、監査役の3名(小松、島田、中村)が出席した。なお、今井は同取締役会を欠席しているが、取締役会の前日に森から本議案について説明を受け、議案の内容を了承していた。

買取り価格の根拠については、AXAMの主張金額724百万ドル(約724億円)及びオリンパスの主張金額519百万ドル(約519億円)の中間を採用したものであると説明された。

前記取締役会決議に基づき、2010年3月25日、OFUKは、AXAMに620百万(約620億円)ドルを支払って優先株を買い取った。

以上の経過によりオリンパス及びOFUKがAXAMに支払ったワラント購入権買取り代金50百万ドル(約50億円)及び優先株買取り代金620

百万ドル(約 620 億円)は、主として、分離した損失の解消に用いられた。

2 善管注意義務違反の有無

- (1) FA との契約締結に関する 2007 年 11 月 19 日取締役会決議における監査役の善管注意義務違反の有無について

監査役 4 名(今井、小松、島田、中村)において、山田及び森がジャイラス買収に係る FA 報酬の支払いを損失分離の解消に使う目的を認識し得たといえる特段の事情は認められない。

また、FA 契約締結にかかる経営判断について、事実認識の過程並びにこれに基づく判断の推論過程及び内容が不合理性に不注意な誤りであったとまで認められる事情はない。

したがって、監査役 4 名の取締役の職務執行に対する監査について、善管注意義務違反は認められない。

- (2) 2008 年 3 月期の監査概要報告書により知った事実に関する監査役の善管注意義務違反の有無について

「第 140 期監査概要報告書」に記載されているジャイラスの買収に係る FA 報酬約 190 億円は、2007 年 11 月 19 日に取締役会で承認を受けた FA 報酬の価格(買収価格の 5 パーセント。約 110 億円)を超えることは明らかであり、オリンパスの取締役会決裁基準によれば、再度取締役会に付議することも必要であった。

しかし、監査役 4 名は、必要な監査権限を行使しなかったのであるから、善管注意義務違反が認められる。

- (3) ワラント購入権買取り及び優先株の発行に関する 2008 年 9 月 26 日取締役会決議における監査役の善管注意義務違反の有無について

株式オプションの価値は約 85 億円(=買収額約 2000 億円×5 パーセント×85 パーセント)のはずであるにもかかわらず、それに代わるものとして発行される優先株の額面が 177 百万ドル(約 177 億円)とされたこと、また、ワラント購入権はあくまで付随的な報酬として付与されたものであるにもかかわらず、約 50 億円程度もの価格とされていた。

従って、監査役 4 名には、株式オプションに代えて優先株を発行するこ

とやワラント購入権を取得することの必要性を確認し、株式オプション、優先株及びワラントの価値について専門家の評価を徴求し、当初の報酬に対して著しく高額な優先株式を付与しようとする事について取締役会での説明を求めるなど、適切な監査権限の行使をすべき義務があったが、これらの権限を行使しなかったため、善管注意義務違反が認められる。

(4) 優先株の買取に関する 2010 年 3 月 19 日取締役会決議における監査役の善管注意義務違反の有無について

本件買取決議は、優先株をその発行価額（177 百万ドル。約 177 億円）の 3.5 倍以上の価格で買い取ろうとするものであり、620 百万ドル（約 620 億円）という極めて大きな金額の取引であった。しかも一旦承認された決議が取り消されるという特異な経過を辿っているものである。

加えて、監査役 4 名は、2008 年 12 月から 2009 年 6 月にかけて、あずさ監査法人からジャイラス買取に係る FA 報酬が不当に過大である懸念について詳細な指摘を受け、また、2009 年委員会報告書が優先株の価値評価について判断したものではないことを認識し、少なくとも認識し得たものである。

それにもかかわらず、監査役 4 名は、優先株式を買い取る必要性の検討や価格の相当性の検証すら求めず、適切な監査権限を行使しなかったものであり、善管注意義務違反が認められる。

第7 ウッドフォードによる疑惑指摘後の対応に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 山田の責任について

山田は、国内 3 社及びジャイラスの買取に係る FA 報酬の違法性を認識していたにもかかわらず、2011 年 9 月以降のウッドフォードによるジャイラスの買取に係る FA 報酬に関する違法性の疑惑を指摘されても、取締役会で取り上げて議論しようとはせず、監査役がウッドフォードによる国内 3 社及びジャイラス買取に係る FA 報酬の違法性に関する疑惑の指摘に対して疑問を持たないように仕向けて違法行為を隠蔽した。上記によれば、山田の行為は、違法行為を隠蔽せずにこれを解消すべき義務に違反することが明らかであり、

山田には、善管注意義務違反が認められる。

ただし、山田は、2011年6月に取締役を退任して監査役に就任しているので、本委員会の責任判定の対象者であるが、取締役責任調査委員会において当該行為についても責任追及の対象としているので、本委員会では、山田の責任は認めるも責任追及の対象からは除外した。

2 他の監査役(今井、島田、中村)の責任について

今井、島田及び中村は、ウッドフォードの代表取締役の解職を決議した2011年10月14日開催の取締役会に出席したが、当該決議について特に異議・意見を述べなかった。

その理由は、菊川剛らの説明に違和感を持たず、ウッドフォードの社長としての適性に疑問を持ったためであり、指摘されている違法性に関する疑惑については執行側できちんと対応して欲しいとの意見を有していた。この点、ウッドフォードを代表取締役から解職しても取締役の地位は残るのであるから、解職が直ちに疑惑の隠蔽につながる訳ではなく、ウッドフォードによる疑惑指摘と同人の代表取締役の解職とは別の問題として認識していたとの上記監査役3名の言い分が不合理であるとは認められないことから、損失先送りの事実を認識していない監査役(今井、島田、中村)は、善管注意義務に違反するものとはいえない。

第8 剰余金の配当等に関する善管注意義務違反等の有無

1 監査役の善管注意義務違反の有無

オリンパスは、本件一連の問題が判明した後、過年度の決算を修正した結果、2007年4月1日以降に実施した剰余金の配当及び自己株式の取得は、いずれも分配可能額を超えてなされたものであったと判明した。

この点、2008年3月期から2011年3月期に在任していた監査役(今井、小松、島田、中村)は、本件国内3社の株式取得代金並びにジャイラスの買収に係るFA報酬として支払われたワラント購入権及び優先株の買取代金が過大であるにもかかわらず、これらの取得又は買取り決議の違法性を看過した。

しかし、監査役に剰余金の配当等について善管注意義務違反があるというためには、分配可能額の基礎となる貸借対照表が誤りであること、又はその適正さについて疑義を生じせしめるような事実関係を知り、あるいは知り得たにもかかわらず、適切な監査権限の行使を怠っていたという事情が必要と解され、そのためには、会計処理が不適切であり貸借対照表の記載が適正ではないことを知り得たと認められることが必要である。本件では、上記会計処理について会計監査人がそれぞれ無限定適正意見を表明していたことからすれば、監査役が会計処理が適正になされていると信用したとしてもやむを得ないものと解される。

したがって、上記監査役 4 名には、貸借対照表の記載が適正ではないことを認識し得たとまではいえないため、善管注意義務違反は認められない。

2 会計監査人の善管注意義務違反の有無

会計監査人の会社法における監査と金融商品取引法の監査とは、同じ監査基準に従って行うことが原則となるため、違法な剰余金配当に関する会計監査人の善管注意義務違反については「第 9 有価証券報告書等の虚偽記載に関する監査法人の注意義務違反等の有無」に記載のとおりである。

第9 有価証券報告書等の虚偽記載に関する監査法人の注意義務違反等の有無

1 監査人の注意義務の内容

監査人の職務は、会社の財務諸表が適法かつ適正に作成されているかを監査し、意見を表明することにより（金融商品取引法 193 条の 2、会社法 396 条）、不正行為の発見を直接の目的とするものではない。

しかし財務諸表の適正性に著しい影響を及ぼすおそれのある不正又は誤謬がないかを確認するのでなければ、適正性に関する意見表明は無意味となるのであるから、監査人としては、被監査会社の監査上の危険性を正確に検証し、財務諸表に不自然な兆候が現れた場合は、不正のおそれも視野に入れて慎重な監査を行うべきであり、善良なる管理者の注意義務をもって、監査基準、日本公認会計士協会の指針及び一般に認められる監査実務慣行等に基づき、通常実施すべき監査手続を実施する義務を負う。

2 損失分離スキームの構築及び維持に関する注意義務違反の有無

損失分離スキームは、①の方法として、オリンパスの、LGT Bank in Liechtenstein AG (以下、「LGT 銀行」という)、Commerzbank International Trust (Singapore) Ltd. (以下、「コメルツ銀行」という) 及び Societe General (以下、「SG 銀行」という) への預金等を担保に、これら各銀行から海外の受け皿ファンド等へ融資させる方法と、②オリンパスが、PS Global Investable Markets-O (以下、「GIM」という)、SG Bond Plus Fund (以下、「SG Bond」という)、GCNVV といったファンドへ出資をし、これらのファンドから受け皿ファンド等へ投融資又は債券貸付の方法で資金を流す方法が採られた。

当時のオリンパスの監査人であったあずさ監査法人は、①について、オリンパスが預金等に担保設定していたことは社内決裁手続がなされておらず、契約書も隠蔽されていたこと、また、各銀行から取得した残高確認書には担保等を示す記載がなかったため、預金等への担保設定の事実を知ることができなかった。また、②について、各ファンドから取得した運用報告書や残高確認書等には受け皿ファンド等への投融資の記載はなく、また、債券貸付等の事実を示す記載もなかったため、受け皿ファンド等への資金流出の事実を知ることができなかった。

あずさ監査法人の上記各監査は、通常実施すべき監査手続きを実施したとすることができ、損失分離スキームの構築及び維持を発見できなかったことについて注意義務違反は認められない。

なお、あずさ監査法人は、各銀行が自らの書式で残高のみを記載した残高確認書を送付してきたことをもって担保がないものと理解し、再照会を行わなかったが、外国金融機関の中には自行の書式で回答する例も稀とはいえ、対象資産に担保が設定されているのであれば、金融機関はその旨記載してくるのが通常であると信頼することもやむを得ないものといえる。

3 損失解消スキームの実行について

(1) 2007年3月期決算

オリンパスは、当時連結対象となっていた GCNVV が 2006 年 3 月に合

計約 108 億円で取得した本件国内 3 社の株式について、会計基準の変更により 2006 年 9 月中間期末にオリンパスが合計約 86 億円ののれんを認識している。

あずさ監査法人が、この点に不正の兆候を認識せず、当該のれんの計上を認めたことが問題となるが、オリンパスの本件国内 3 社に対する株式保有シェアは低く経営支配力が弱いため、資料収集その他の監査に限界があること、本件国内 3 社の株式取得はオリンパスにとって新規事業投資であり、事業計画の実現可能性や投資判断の合理性は会社の判断が基本的には尊重されること、あずさ監査法人としても、担当部署へのヒアリングや事業計画の進捗管理等の監査を行っていたこと等に鑑みれば、あずさ監査法人に善管注意義務違反は認められない。

(2) 2008 年 3 月期決算

ア 本件国内 3 社の株式取得

オリンパスは、2008 年 2 月 22 日開催の取締役会決議に基づき、同年 3 月 26 日に本件国内 3 社の株式を合計 471 億円で取得した。これにより持ち株比率が増加したことに伴い、持分法適用関連会社から連結子会社に移行したため、本件国内 3 社合計で 545 億円ののれんを計上した。

あずさ監査法人は、本件国内 3 社の事業内容や事業計画の前提条件の確認、往査などを行い、また意思決定の過程に不合理な点がないことや投資目的、投資価格決定プロセス等を確認したうえで、価格を含めた投資決定を経営判断事項として、とりあえずこれを信用してのれんの計上を認める、その後の計画と実績との乖離を注意深く観察して適切な時期にのれんの減損処理を行わせることとした。あずさ監査法人のこのような判断が不合理であるとまではいえず、この点について、注意義務違反は認められない。

イ ジャイラス買収に係る FA 報酬

オリンパスは、修正 FA 契約書に基づき、AXES に対してジャイラスの株式オプション及びワラント購入権を付与するとともに、同年 11 月 26 日に成功報酬の現金部分として 12 百万ドルを支払った。これにより、成功報酬の 12 百万ドルと株式オプションの評価額 177 百万ドル（合計

199 億円) については、単体決算上は投資仮勘定として、連結決算上はのれんとして計上した。

あずさ監査法人は、オプション評価モデルを利用してオリンパスが算定した株式オプションの価格算定結果の合理性を確認している。その結果、FA 報酬が買収価格の 5 パーセントを超過しているが、契約書上はもともと時価に応じた行使価格が算定されることになっていたこと、2008 年 3 月期は FA 報酬も含めて買収取引金額等の全体が確定していないため暫定処理の取扱いをしており、その段階で買収手数料の金額の多寡について、監査上意見を形成する心証が得られなかったとして、上記会計処理を容認している。

あずさ監査法人の上記監査手続き及び判断は、会計監査として合理性を欠くとはいえず、注意義務違反は認められない。

(3) 2009 年 3 月期決算

ア 損失解消スキームの実行の内容とあずさ監査法人の監査の状況

オリンパスの完全子会社である Olympus Finance Hong Kong Ltd.は、2008 年 4 月 26 日に本件国内 3 社の株式を合計 137 億円で取得した。また、オリンパスは、同年 9 月 30 日に AXAM からワラント購入権を 50 百万ドル (53 億円) で買い取るとともに、AXAM に株式オプションに代えてジャイラスの優先株を発行した。

あずさ監査法人は、本件国内 3 社の株式取得及びジャイラスの買収に係る FA 報酬について、いずれもその価格が異常に高額であることから、経営者への聞き取り、監査役への業務監査の要請、本件コミュニケーションレターの交付、2009 年委員会報告書及び監査役会報告書の取得に加え、本件国内 3 社についてはアルティスの 48 億円を除き全額を、ジャイラス買収に係る FA 報酬については 5 パーセント超過額全額の減損処理を行わせたうえで無限定適正意見を表明している。

イ 注意義務違反の有無

まず、適正な水準までのれんの一括減損処理をさせたうえで会社の会計処理を適正と評価したことに特段不合理な点は認められない。

次に、あずさ監査法人は、本件国内 3 社の買収及びジャイラス買収に

係る FA 報酬に関し、不正の兆候を認識していたものと推察されるが、2009 年委員会は、オリンパスと利害関係のない弁護士及び公認会計士によって組織されており、その意見の内容の公正さを疑わせるような事情は外形上認められない。また、あずさ監査法人は、2009 年委員会との面談の際、再調査の必要性について検討を促したにもかかわらず、2009 年委員会及び監査役のいずれからも特段の意向が表明されなかった事情が認められる。

このような状況において、独立した専門家である 2009 年委員会及び違法性監査を職責とする監査役が取締役の違法行為はないとの法的判断に至っているにもかかわらず、あずさ監査法人が、その判断を不当として意見を不表明又は限定的適正意見とすれば、それによってオリンパスから債務不履行責任の追及を、場合によっては株主や債権者からも責任追及を受けるリスクを負うことになる。しかし、会計監査を職責とする監査法人にこのようなリスクを負担させてまで不正又は違法行為の発見を要求することまで法が予定しているとは解されない。

したがって、2009 年 3 月期決算について無限定適正意見を表明したあずさ監査法人に、注意義務違反は認められない。

なお、あずさ監査法人は、監査手続きの過程で金融商品取引法 193 条の 3 に基づく通知を仄めかしていたが、その後オリンパスは、適正にのれんの一括減損処理を行うこととしたため財務諸表の適正性の確保に重大な影響を及ぼす可能性は大きく減少していること、オリンパスと利害関係を有さない法律の専門家が適法と判断しているにもかかわらず、法律の専門家でない監査人が不正と判断して同条に基づく通知を行うことまで法が要請しているとは解されないことから、実際に同条に基づく通知をしなかったことについても注意義務違反は認められない。

(4) 2010 年 3 月期決算

オリンパスは、本件買取決議に基づき、優先株を 620 億円で取得し、2010 年 3 月期末に 412 億円ののれんを計上した。この点、あずさ監査法人が、優先株をジャイラス買収に係る FA 報酬の一部であるとの認識の下、2009 年 3 月期末に修正 FA 契約で定められた買取価格の 5 パーセントを超過す

る 155 億円ののれんを減損処理させたにもかかわらず、新日本監査法人が 412 億円もののれんの計上を認めたことに関し、①引継ぎが適切に行われたか否か、②新日本監査法人が優先株の買取りにつき、取引の異常性を認識しないまま、のれんの計上を容認したことに問題がなかったか否かが問題となる。

ア 引継ぎが適切に行われたか

まず、あずさ監査法人と新日本監査法人との間の引継ぎは、監査基準委員会報告書第 33 号「監査人の交代」に従ってなされている。あずさ監査法人は、優先株の評価や買取金額の妥当性について、その説明や資料開示を拒否しているが、この点も、同号 16 項で引継ぎの対象外とされる「最終的な意見形成の判断過程」に関する事項に該当すると解されるため不適切とはいえ、引継ぎについて注意義務違反があったとはいえない。

イ 新日本監査法人が優先株の買取りにつき、取引の異常性を認識しないまま、のれんの計上を容認したことに問題がなかったか

優先株の発行に至る経緯について、森から、オリンパス側の事情でジャイラスを完全子会社化する必要が生じ、AXAM にジャイラス再上場によるキャピタルゲインを諦めさせるための対価として発行したという不自然とまではいえない説明を一応受けていたうえ、その発行手続きについて、2009 年委員会報告書及び監査役会報告書で違法性がないとの意見が出されており、これを受けてあずさ監査法人も無限定適正意見を表明していることから、優先株の発行に取引の異常性を認識しなかったことはやむを得ないといえる。

また、株式の買取りの決定は、価格の決定も含め経営判断事項に属するところ、手続的な問題は認められないうえ、新日本監査法人は優先株の価値を当初から 600 億円近いものと認識していたため、買取金額が異常に高い金額とまでは認識しておらず、第三者との交渉の中で決まった金額として経営判断の範疇にあると認識したことは不合理とまではいえない。しかも、違法性監査を職責とする監査役とは異なり、監査人は会計監査を職責とするため、新日本監査法人が本件買取決議について、経

営判断を逸脱した不合理なものであると認識しなかったことについて、不注意な誤りがあったとまではいえない。

優先株の買取りに伴い、新たに 412 億円ののれんの計上を認めたことについても、ジャイラス買収によるオリンパスの外科事業における超過収益力の範囲内ののれんの計上を認めたことも会計処理上不当なものとはいえない。

したがって、新日本監査法人が、優先株の買取りに取引の異常性を認識せず、取得対価相当額である 412 億円ののれんの計上を認めたことについて、新日本監査法人に注意義務違反は認められない。

第10 執行役員の実任について

執行役員には、従業員としての誠実義務があるものの、本件一連の問題に関し、そのいずれについても不当又は不適切な業務執行行為は認められなかった。

第11 監査役の実任と善管注意義務違反等と損害

1 太田の行為による損害（損失分離スキームの維持）

オリンパスは、その保有する資産を第三者担保提供して銀行から資金を受け皿ファンドに注入したり、表ファンド（GIM、SG Bond、GCNVV）への出資金を受け皿ファンドに注入したりして、損失分離状態を維持し、その間、銀行に対する金利や、表ファンド・通過用ファンドの運営者に対するファンド運用手数料を支払った。

太田が監査役に就任した 2001 年（平成 13 年）7 月以降、退任した 2004 年（平成 16 年）6 月までに発生した以下の本件金利及び本件ファンド運用手数料等の金員が同人の善管注意義務違反と相当因果関係にある損害と認められる。

(1) 本件金利

LGT 銀行、コメルツ銀行及び SC 銀行に対する金利合計 11 億 3302 万 2033 円。

(2) 本件ファンド運用手数料等

ア GIM 及び SG Bond の運用手数料

合計金 17 億 2058 万 5466 円。

イ NEO の運用手数料

NEO Strategic Venture, L.P. (以下、「NEO」という) の保有資金のうち Quick Progress Co. Ltd (以下、「QP」という) に注入した資金の割合である 194/295 に相当する運用手数料金 2 億 1701 万 8524 円。

ウ GCNVV 運用報酬等の損失分離分

GCNVV への出資金のうち QP に注入した資金の割合である 240/350 に相当する運用報酬等金 6 億 5493 万 5147 円。

(3) 太田の行為による損害の合計

合計金 37 億 2556 万 1170 円。

2 今井、小松、島田及び中村の行為による損害(損失分離解消スキーム)

損失分離状態の解消等にあたっては、本件損失分離及びその解消についての外部協力者(銀行担当者や通過用ファンド運営者)等に対して、以下のとおり報酬が支払われたが、これらはオリンパスに還流されておらず、少なくとも当該金額の損害が発生している。

(1) 本件国内3社の株式買増し代金名目での支払いに伴う損害

①2008年9月に Neo から Gurdon Overseas S.A (外部協力者 Gerhard Walch (以下、「ウォルチ」という) が関与するファンド) へ支払われた 12 億 5925 万円。

②2008年12月に TEAO Limited から Nayland Overseas S.A (外部協力者ウォルチが関与するファンド) へ支払われた 9 億 5000 万円。

合計 22 億 0925 万円。

(2) ジャイラスの優先株の買取代金名目での AXAM への支払いに伴う損害

①2010年4月に GPA Investments Ltd.より外部協力者である中川昭夫に支払われた 10 億 8006 万 6963 円。

②2010年6月に Easterside Investments Limited より外部協力者であるチャンに支払われた 13 億 6744 万 2825 円。

合計 24 億 4750 万 9788 円。

- (3) 今井、小松、島田、中村の行為による損害の合計
合計 46 億 5675 万 9788 円 (連帯債務)。

以 上

責任が認められない監査役一覧

番号	氏名
1	雨宮忠彦
2	生駒誠也
3	古俣齊
4	河島宏資
5	國久義雄

* 山田秀雄は旧取締役として、取締役責任調査委員会に責任追及を委ねることが相当と判断した。

責任が認められない監査法人一覧

番号	
1	有限責任あずさ監査法人
2	新日本有限責任監査法人

責任が認められない執行役員一覧

番号	氏名
1	市川和夫
2	小島佑介
3	栗林正雄
4	五味俊明
5	横尾昭信
6	齋藤隆
7	唐木幸一
8	植田康弘
9	齊藤典男
10	川田均
11	正川仁彦
12	川俣尚彦
13	笹宏行
14	西河敦
15	依田康夫
16	ガムスエフマーク
17	中嶋正徳
18	窪田明
19	竹内康雄
20	古閑信之
21	林繁雄
22	田口晶弘
23	小川治男
24	方日陽